

参議院地方行政委員会会議録第十号

(一九七)

昭和三十六年三月二十三日(木曜日)
午前十時四十一分開会

事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員 高尾 文知君

委員の異動
本日委員松永忠二君辞任につき、その
補欠として武内五郎君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 鈴木 武治君
基政七君

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
白井 勇若
津島 寿一君
西田 信一君
秋山 長造君
占部 秀男君
加瀬 完君
中尾 辰義君
杉山 昌作君

衆議院議員
國務大臣
政府委員
郵政省電氣
通信監理官
自治政務次官
自治省行政局長
藤井 貞夫君
安井 謙君

○委員長(増原恵吉君) ただいまから
委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたしま
す。
本日付をもつて委員松永忠二君が辞
任され、その補欠として武内五郎君が
委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) ただいまから
法律案(内閣提出、衆議院送付)
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公営企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)
○新市町村建設促進法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから
委員会を開会いたします。
委員の異動について報告いたしま
す。
本日付をもつて委員松永忠二君が辞
任され、その補欠として武内五郎君が
委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) ただいまから
法律案(内閣提出、衆議院送付)
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公営企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

となりました地方交付税法及び地方財
政法の一部を改正する法律案の提案理
由とその要旨を御説明申し上げます。

(1) 明年度は、新道路整備五ヵ年計画
に基づく、道路整備事業を初めとする
各種公共事業や社会保障制度の拡
充に伴う地方団体の所要経費をまか
ならための財源及び昨年十月から実
施された地方公務員の給与改定の平

年度化等により増加する給与費に対
応する財源を関係地方団体に付与す
る必要があります。

また、明年度は、国税三税の大幅
な増加や本年度からの二百余億円の
繰り越しによって地方交付税の総額
も相当多額の増加となりますので、
この際、関係基準財政需要額を増額
して将来にわたる地方行政の水準の
向上を企図することが適当と考えら
れるのであります。

(2) なお、昭和三十四年度に実施され
た固定資産税の制限税率引き下げに
伴う減収を補てんするための地方債
についても、地方団体の財源の充
実、地方交付税の配分方法の改正等
と相待って昭和三十五年度限りこれ
を廃止することとし、地方財政運営
の正常化をはかる必要があります。
以上がこの法律案の提案の理由であ
ります。

○委員長(増原恵吉君) まず、地方交
付税法及び地方財政法の一部を改正す
る法律案及び地方財政法の一部を改正す
る法律案の両案を便宜一括議題とし
て、提案理由の説明を聽取いたします。
○國務大臣(安井謙君) ただいま議題
の事項であります。

その一は、単位費用を引き上げて基
準財政需要額を増額することでありま
す。道府県分につきましては、

(1) 新道路整備五ヵ年計画に基づく道
路整備事業の実施その他公共投資の
充実に必要な財源を付与するため、

「道路費」、「河川費」、「その他の土
木費」、「農業行政費」及び「林野行政
費」の単位費用を引き上げ、

(2) 「失業対策事業にかかる労力費、資
材費等の単価引き上げにより増加す
る経費の財源を付与するため「労働
費」中「失業者数」を測定単位とする
ものにかかる単位費用を引き上げる
こととし、そのほか、

(3) 給与改定の平年度化、昇給等に要
入するため、「その他の諸費」の「人
口」及び「面積」を測定単位とする
ものにかかる単位費用を大幅に引き
上げることとしたのであります。

(4) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げ、また、

(3) 公共下水道、屎尿処理施設等都市
における環境衛生施設の整備に要す
る経費及び農山漁村における投資的

(4) 土木費」、「衛生費」、「農業行政費」
及び「その他の産業経済費」の単位
費用を引き上げることとしたお
ります。

さらに、道府県分、市町村分を通じ
て、

次に、この法律案の内容の要旨につ
きまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の改正に關す
る事項であります。

その一は、単位費用を引き上げて基
準財政需要額を増額することでありま
す。道府県分につきましては、

(1) 生活保護基準の引き上げ、結核予
防行政の充実等により増加する社
会保障関係経費の財源を付与する
ため、「生活保護費」「社会福祉費」

改正し、行政の質の差のあることを前
提として行なつて割り落しを廃止
する所在であります。

その二は、測定単位の改正に關する
事項であります。すでに申し上げまし
た通り、明年度におきましては、地方

及び「衛生費」の単位費用を引き上
げ

(2) 失業対策事業にかかる労力費、資
材費等の単価引き上げにより増加す
る経費の財源を付与するため「労働
費」中「失業者数」を測定単位とする
ものにかかる単位費用を引き上げる
こととし、そのほか、

(3) 給与改定の平年度化、昇給等に要
入するため「その他の諸費」の「人
口」及び「面積」を測定単位とする
ものにかかる単位費用を引き上げる
こととしたのであります。

(4) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(3) 市町村分につきましては、

(1) 道府県分と同様、「道路費」の単位
費用を引き上げるほか、市町村の財
源の総体的な充実をはかるため、

(2) 「その他の諸費」の「人口」及び「面
積」を測定単位とするものにかかる
単位費用を引き上げることとしたので
あります。

(

の制度を廃止いたしましたことにかんがみ、この法律においてもこの制度を廃止し、負傷または疾病が続いている限り療養給付等を継続しようとすることのあります。

このほか、附則においては、この法律の施行を公布の日からとして、この法律中地方公共団体を都道府県に改めたことに伴い、関係法律の整備をいたしました。

百万円の見込みであります。國はその半額に相当する約百五十万円を都道府県警察に対する國の補助金として予算に計上しております。

以上がこの法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。
なお、この法律案は、衆議院における
まして、自由民主党、日本社会党及び
民主社会党の三党の合意のもとに成案
を得まして、国会法第五十条の二の規
定により、地方行政委員会の提出にか
かる法律案として提案いたしたもので

○委員長（増原忠吉君） 本案の質疑は御可決あらん」とをお願い申し上げます。

○委員長(増原恵吉君) 次に、奄美群

島復興特別措置法の一部を改正する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案について御質疑のある方は順次
御発言を願います。

○加瀬完君 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について伺い

ますが、自治省の行政局から出された資料の中に、奄美群島の産業別生産所得の推移というのがあります。それを見ますと、戦前は第一次産業が三九・三、第二次産業が二一・三、第三次産業が三九・四、こういう構成比であつたわけです。それが三十三年になりますと、第一次産業が三八・七、第二次産業が一五・四、第三次産業が四五・五と、こう変化をいたしております。昭和二十八、九年の復帰當時から見ると、構成比がいろいろ変わつておるのですが、第三次産業が非常に大きく構成比の上ではなつておりますのは、これは何ですか、内容は。

○政府委員（藤井貞夫君） 内容といたしましては、運輸等のサービス業務並びに公務員関係の比重がふえておるということがその内容をなしておるというふうに考えております。

○加瀬完君 その第二次産業が一五・四、これは戦前から見ると非常に減つておるわけですけれども、これはいろいろの復興計画が結局進捲しておらなりといふことにもなるわけです。その点について伺いたいのですが、奄美の復帰問題が初めてこの委員会で取り上げられましたときに、現地の方が見えられまして、いろいろ事情を述べられて中には、奄美的戦前の産業として一番大きかつた織物業あるいはカツオぶし製造、こういった第二次産業部門といいますか、黒糖の製造もそうですが、これが全然だめになつてしまつたことがそもそも経済力が減退した原因だといふふうなことを述べられて、それ以後、たとえば衆議院並びに参議院の地方行政委員会で奄美的議案が通るたびごとに附帯決議として盛られた中にも、今

申し上げました点をもっと振興しなければならないといふ附帯決議が幾つかつけられておる。その中で黒糖製造の問題は、たとえばテンサイ糖などの問題については政府も非常に手を打っておりますけれども、黒糖の問題については、さっぱり手が打たれておらないように思われるわけです。この参議院地方行政委の昭和三十四年三月十日、それから衆議院の地方行政委の三十四年二月十九日に、黒糖について「長期且つ低利な設備資金の融通、税負担のこと」、こういう附帯決議がありました。その後、この附帯決議がどの

ように取り扱われたかと自治省に伺いましたところ、税負担の問題については、全国的な問題であるために特別な措置はしていないと、こういう回答、それでは価格の安定についてはどういう措置をしたか、低利な設備資金の融通についてはどういう措置をしたか、あるいは黒糖そのものの振興方法について

いてはどういう具体的な方法をとられますか。これらについてまず伺います。

○政府委員(藤井貞夫君) 奄美的の基盤産業といつたしまして、糖業の問題は非常に重要な事項でございます。そういうふうに見えて、夏島後、つま

方面には努力を傾注をしてきたつもりでございます。本委員会においても、たびたびの御要請もございましたのであります。まず第一には、生産自体を可としてこれを申ばしていかなければなりませんが、毎回から御評議いた早くこのだけの努力をいたしてきておるのあります。まず第一には、生産自体を可としてこれを申ばしていかなければなりませんが、毎回から御評議いた早くこの

ればならぬ、これによつて群島民の経済力といふものについて安定性を付与

して参らなければならぬということ
で、この方面には品種の改良その他夏

植え栽培の奨励その他につきまして努力をいたしておりまして、この面については、相当の実績が上がっているようと考えておるのであります。すなはち、生産量にいたしましても、約五割方反当たりの収量があえて参つてきておりまするし、また作付面積自体にいたしましても、相当程度にあえて参つてきておるのであります。しかしながら、なお島内のみならず全国的な砂糖需要の需要、あるいは国際的な視野に基づきまする国内の砂糖の需給のバランスというような点から、国内産の砂糖といふものについての振興策がとられるという方針もござりますので、この方面についてはできるだけの努力を傾けて参りたいと、かように考えておるのであります。生産量にいたしましても、三十三年で見ますると、その実績は十七万三千トンといふことになつておつたのでございますが、これが最近ではずっと伸びて参りまして、二十五万トン程度に相なつております。さらに三十八年あたりの目標といたしますては、これをさらに倍増いたすといふふうなことで五十万程度には持つて参りたい、かように考えまして施策を進めておる次第でございます。

めていく。いろいろ方針をとつておるわけ
でござりますが、これに関連いたしまして、
して、やはりどうしてもキビ価格の安
定をはからって参らなければ、農家の收
入の安定を期し得ないということだ。
当委員会の要望もございましたので、
おそまきながら昨年の暮れには奄美に
おきまする糖業の振興協議会といつたに
よるなものを作りまして、これに關係
者の参加を求めまして、各種の角度か
ら適正なキビ価格の決定ということに
努力をいたしまして、大体の目的は達
しておるようと考えておるのであります
す。ただ一部には、まだその価格 자체
が非常に低過ぎるということで問題を

起こしておるところの、さしきれども、大体においては、それでもつてまことに順当な結果が得られておるのではないかと考えております。ただ黒糖の場合におきましては、御承知のように黒糖価格自体にキビの価格がスライドしていくというような点もござります。そういう点において、黒糖の市

価が非常によい場合におきましては、キビ価格も従つて非常に高値に売れるということと、農家もそれで非常に潤うわけでありますけれども、一たん市況が悪化いたしますると、それにつれて非常によろしくおきまつります。

のではないか、かように考えておるの
であります。それ以上の、テンサイ糖

その他と同じような措置をとつて参る
か、あるいは基準の価格自体を法定を

○加瀬元君 黒糖といいますか、キビ数を占めますキビ価格の安定といふ協議を続けてまして、この農民所得の大半につきましては、さらに今後とも一段の努力をしたい。かように考えておる次第であります。

ないかと思われるのですが、これは経過はいかがです。それから、これから、の自治省としての農林省に対する御要望はどんな点を考えていらっしゃいますか。

となるわけがあります。一時的にたんだいいからといってこれをそのまま放置をしていくことはできがたいと思ふわけであります。今ここでまだ成案というところまで申し上げかねますけれども、さらに突き進んで、テンサイ糖その他にならうよくなう方針で、さらに農林省当局とも協議を進めて参りたいと考えておる次第で

が、三十三年度の実績よりますると生産額にいたしまして三千万円以上といふことに生産が上がりつきておりまします。これをさらに伸ばす計画で、現在いろいろの指導奨励をやつております。

上向きに相なりまして、三十三年には四千六百八十万、こういうふうに始まつておるのであります。しかしながら、これは決して満足すべきと申しますが、非常に不満足な状況であろうと考へておるのであります。こういう方面には、第二次産業の比重について先刻御指摘になりましたけれども、こういうような点についてもやはり一つの原因があるのでないかと考えて

の生産が上がったとしても、黒糖価格になり、キビ価格なりといふものが安定しない。されば、これはイモなんかと同じで、豊作貧乏ということにもなりかねない。問題は、北海道などのテンサイ糖に対しても、非常に政府が保護する、まあことしの予算案を見ても、テンサイ糖に対するいろいろの補助政策というのが出ている。ところが、黒糖に対する補助政策といふのは昔から今まで政治力の原因かどうか知りませんが、非常に少ない。奄美の復興などを考えるなら、その中心である自治省あたりで農林省に交渉して黒糖に対する保護政策といふもののもつと政策的に打ち出してもらわなくては、ここにありますように価格協議会を設置したところで、それは奄美でのキビの生産を現地において精一ぱい高く買上げるといふだけでは保護政策が伴つておらないわけでありますから、これは生産がたくさんになれば、どうしても価格が落ちてくるということだ。どうにもならないと思う。これは今まで農林省に対してどういうふうな自治省は交渉を重ねられておつたが、黒糖に対する保護政策といふものは全然ないわけですか、これをおつきりさせなくては問題の価格の安定というのはできないじゃ

は、どうしてもやつぱり奄美群島の島民の生活内容というものが安定しないということを考えておるのであります。そういうような見地から、農林省に對しましても、もう一步やはり進んだ対策が必要ではないか、それが直ちに価格の公定をするとか、あるいは買い上げ制度といふものに踏み切るかといふようなところにまでいくかどうかは別問題といたしまして、もう少し一步進んだ対策が必要なのではないかといふことで、よりより協議をいたしておりますのであります。ただ遺憾ながら、今までのところ十分な対策が講ぜられておらないということは御指摘の通りでござります。ただ、この価格の問題につきまして、たとえば黒糖の関係に限つて申し上げますと、昨年の市況は御承知のように非常によかつたわけであります。そういうようなために、一時的でござりますけれども、黒糖の関係に使ひまするキビの価格というものが非常に今までと違つてよかつたというふうな点もございまして、そういうふうに、一時的にいいときはいいんですけども、今度悪いときはどうにもならないというような点は、これはやはり放置ができない、いつまでたつても安定をしないというこ

○加瀬完君 それは自治省の力の入れ方がもつと濃度を増してこなければ農林省もなかなか腰を上げませんので、現地といつて、鹿児島とか奄美とか、現地だけの陳情とか請願とかいうものにあだねておいて解決できるものでありますせんから、よろしくお願いをいたします。

三十一年かと思いましたが、私ども現地を観察いたしましたときに、この林産関係の課長さんが非常に熱心で、シイタケの栽培、それからほとんど無尽蔵と言つていい木材を利用して、まさに炭の製造を奨励して、これを阪神地区に船で送ると相当の収益があるし、それから消費者には低廉で、他の生産地に比べて、奄美の製品というものは非常に優位性があるというので、非常に熱心な奨励をして指導をしておったわけであります、その後のシイタケ栽培あるいはまき、炭の製造といふのと、阪神地区の販路といいますか、また、これを運搬する船の関係といつたようなものはどのようになつておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) シイタケにつきましては、復帰当初はほとんど毀滅に瀕しておつたわけでござります。

これにつきましては、三十三年度の実績が、生産額といったしまして七千三百万円。それから今後の目標といったしまして、これを一億以上に上げたいと しては、これでござります。目立った伸長率を示しておるわけではございませんけれども、今御指摘になりましたような方向で県外移出等につきましても、漁業の次活況を見ておる状況ではないかと いうふうに承知をいたしております。

○加瀬亮君 カツオぶし製造などは、まことにどうも内地では見られないよ うな原始的な製造方法で、工場化され た工場といふものはほとんどないとい う状態でございましたが、これは戦前には、カツオぶし製造といふのは主産業の有力な一つであった。しかしながら、戦後はこれがさっぱり回復しておら ない。しかも、このまわりにある漁 場といふものが、ほとんど奄美自身の 船といふもののがなく、遠くの方から來て漁業をしておる、こういう状態であ りましたが、カツオぶし製造はその後 どういうふうになつておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) カツオ節の 生産でございますが、これは金額でい たしましても、二十九年は三千六百 六万でありましたものが、だんだんと

おりまして、他の産業ともに込み合つておらぬのでなればならないのではなかつたかと考へておる次第でござります。

○加瀬完君　それは御承知の通りカツオぶし製造、黒糖、つむぎがまあ大農業では三大産業といわれておつたわけでありますから、その戦前の盛んな状態と比べて二十九年が三万台、三十三年になつても四千万台、シイタケがますまき、炭よりもむしろ価格の上からは低いということは、戦前、とにかくカツオぶし製造で生活を立てておつた者がたくさんおつた、それが戦後は戦前のようならカツオぶし製造をやつておつては生活を立てられないという状態に追いや込まれてゐるということになると思ふ。その原因はといふと、船がないということなんです。船はほとんど、カツオぶし製造のものとのカツオをとるために使つた船はほとんど徵發されて返つてこない、その船をどうするといふことをすいぶん問題になりまして、漁船なんかの補助金なり漁港の改築なり、あるいは新設といふものも予算の中でもたびたび要求されたり、また盛られてゐるわけです。ところが、一体

の生産が上がったとしても、黒糖価格なり、キビ価格なりといふものが安定しないければ、これはイモなんかと同じで、豊作貧乏ということにもなりかねない。問題は、北海道などのテンサイ糖に対しては、非常に政府が保護する、まあことしの予算案を見ても、テンサイ糖に対しているいろいろの補助政策というのが出ている。ところが、黒糖に対する補助政策というのは昔から今まで政治力の原因かどうか知りませんが、非常に少ない。奄美の復興などを考えるなら、その中心である自治省あたりで農林省に交渉して黒糖に対する保護政策といふものを持つと政策的に打ち出してもらわなくては、ここにありますように価格協議会を設置したところで、それは奄美でのキビの生産を現地において精一ぱい高く買上げるというだけで保護政策が伴つておらないわけでありますから、これは生産がたくさんになれば、どうしても価格が落ちてくるということで、どうにもならないと思う。これは今まで農林省に対してどういうふうな自治省は交渉を重ねられておつたか、黒糖に対する保護政策といふものは全然ないわけですか、これをはつきりさせなくては問題の価格の安定というのはできないじや

は、どうしてもやつぱり奄美群島の島民の生活内容というものが安定しないというふうな見地から、農林省に對しましても、もう一步やはり進んだ対策が必要ではないか、それが直ちに価格の公定をするとか、あるいは買い上げ制度といふものに踏み切るかといふことで、よりより協議をいたしております。ただ、この価格の問題につきまして、たとえば黒糖の関係に限つて申し上げますと、昨年の市況は御承知のように非常によかつたわけであります。そういうようなために、一時的でございますけれども、黒糖の関係に使ひまするキビの価格というものが非常に今までと違つてよかつたといふふうな点もございまして、そういうふうに、一時的にいいときはいいんだけれども、今度悪いときはどうにもならないというふうな点は、これはやはり放置ができるない、いつまでたつても安定をしないということ

○加瀬完君 それは自治省の力の入れ方がもつと濃度を増してこなければ農林省もなかなか腰を上げませんので、現地といつて、鹿児島とか奄美とか、現地だけの陳情とか請願とかいうものにあだねておいて解決できるものでありますせんから、よろしくお願いをいたします。

三十一年かと思いましたが、私ども現地を観察いたしましたときに、この林産関係の課長さんが非常に熱心で、シイタケの栽培、それからほとんど無尽蔵と言つていい木材を利用して、まさに炭の製造を奨励して、これを阪神地区に船で送ると相当の収益があるし、それから消費者には低廉で、他の生産地に比べて、奄美の製品というものは非常に優位性があるというので、非常に熱心な奨励をして指導をしておったわけであります、その後のシイタケ栽培あるいはまき、炭の製造といふのと、阪神地区の販路といいますか、また、これを運搬する船の関係といつたようなものはどのようになつておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) シイタケにつきましては、復帰当初はほとんど毀滅に瀕しておつたわけでござります。

これにつきましては、三十三年度の実績が、生産額といったしまして七千三百万円。それから今後の目標といったしまして、これを一億以上に上げたいと しては、これでござります。目立った伸長率でござります。日立つた伸長率を示しておるわけではございませんけれども、今御指摘になりましたような方向で県外移出等につきましても、漁業の次活況を見ておる状況ではないかというふうに承知をいたしております。

○加瀬亮君 カツオぶし製造などは、まことにどうも内地では見られないような原始的な製造方法で、工場化された工場といふものはほとんどないといふ状態でございましたが、これは戦前には、カツオぶし製造といふのは主産業の有力な一つであった。しかしながら、戦後はこれがさっぱり回復しておらない。しかも、このまわりにある漁場といふものが、ほとんど奄美自身の船といふもののがなく、遠くの方から来て漁業をしておる、こういう状態であります。また、二十九年は三千六十六万六千ありますものが、だんだんと

○政府委員(藤井貞夫君) カツオ節の生産でございますが、これは金額でいっても、二十九年は三千六十六万六千ありますものが、だんだんと

おりまして、他の産業ともに込み合つておらぬのでなればならないのではなかつたかと考へておる次第でござります。

○加瀬完君　それは御承知の通りカツオぶし製造、黒糖、つむぎがまあ大農業では三大産業といわれておつたわけでありますから、その戦前の盛んな状態と比べて二十九年が三万台、三十三年になつても四千万台、シイタケがますまき、炭よりもむしろ価格の上からは低いということは、戦前、とにかくカツオぶし製造で生活を立てておつた者がたくさんおつた、それが戦後は戦前のようならカツオぶし製造をやつておつては生活を立てられないという状態に追いや込まれてゐるということになると思ふ。その原因はといふと、船がないということなんです。船はほとんど、カツオぶし製造のものとのカツオをとるために使つた船はほとんど徵發されて返つてこない、その船をどうするといふことをすいぶん問題になりまして、漁船なんかの補助金なり漁港の改築なり、あるいは新設といふものも予算の中でもたびたび要求されたり、また盛られてゐるわけです。ところが、一体

の生産が上がったとしても、黒糖価格なり、キビ価格なりといふものが安定しないければ、これはイモなんかと同じで、豊作貧乏ということにもなりかねない。問題は、北海道などのテンサイ糖に対しては、非常に政府が保護する、まあことしの予算案を見ても、テンサイ糖に対しているいろいろの補助政策というのが出ている。ところが、黒糖に対する補助政策というのは昔から今まで政治力の原因かどうか知りませんが、非常に少ない。奄美の復興などを考えるなら、その中心である自治省あたりで農林省に交渉して黒糖に対する保護政策といふものを持つと政策的に打ち出してもらわなくては、ここにありますように価格協議会を設置したところで、それは奄美でのキビの生産を現地において精一ぱい高く買上げるというだけで保護政策が伴つておらないわけでありますから、これは生産がたくさんになれば、どうしても価格が落ちてくるということで、どうにもならないと思う。これは今まで農林省に対してどういうふうな自治省は交渉を重ねられておつたか、黒糖に対する保護政策といふものは全然ないわけですか、これをはつきりさせなくては問題の価格の安定というのはできないじや

は、どうしてもやつぱり奄美群島の島民の生活内容というものが安定しないというふうな見地から、農林省に對しましても、もう一步やはり進んだ対策が必要ではないか、それが直ちに価格の公定をするとか、あるいは買い上げ制度といふものに踏み切るかといふことで、よりより協議をいたしております。ただ、この価格の問題につきまして、たとえば黒糖の関係に限つて申し上げますと、昨年の市況は御承知のように非常によかつたわけであります。そういうようなために、一時的でございますけれども、黒糖の関係に使ひまするキビの価格というものが非常に今までと違つてよかつたといふふうな点もございまして、そういうふうに、一時的にいいときはいいんだけれども、今度悪いときはどうにもならないというふうな点は、これはやはり放置ができるない、いつまでたつても安定をしないということ

○加瀬完君 それは自治省の力の入れ方がもつと濃度を増してこなければ農林省もなかなか腰を上げませんので、現地といつて、鹿児島とか奄美とか、現地だけの陳情とか請願とかいうものにあだねておいて解決できるものでありますせんから、よろしくお願いをいたします。

三十一年かと思いましたが、私ども現地を観察いたしましたときに、この林産関係の課長さんが非常に熱心で、シイタケの栽培、それからほとんど無尽蔵と言つていい木材を利用して、まさに炭の製造を奨励して、これを阪神地区に船で送ると相当の収益があるし、それから消費者には低廉で、他の生産地に比べて、奄美の製品というものは非常に優位性があるというので、非常に熱心な奨励をして指導をしておったわけであります、その後のシイタケ栽培あるいはまき、炭の製造といふのと、阪神地区の販路といいますか、また、これを運搬する船の関係といつたようなものはどのようになつておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) シイタケにつきましては、復帰当初はほとんど毀滅に瀕しておつたわけでござります。

おりまして、他の産業ともに込み合つておらぬのでなればならないのではなかつたかと考へておる次第でござります。

○加瀬完君　それは御承知の通りカツオぶし製造、黒糖、つむぎがまあ大農業では三大産業といわれておつたわけでありますから、その戦前の盛んな状態と比べて二十九年が三万台、三十三年になつても四千万台、シイタケがますまき、炭よりもむしろ価格の上からは低いということは、戦前、とにかくカツオぶし製造で生活を立てておつた者がたくさんおつた、それが戦後は戦前のようならカツオぶし製造をやつておつては生活を立てられないという状態に追いや込まれてゐるということになると思ふ。その原因はといふと、船がないということなんです。船はほとんど、カツオぶし製造のものとのカツオをとるために使つた船はほとんど徵發されて返つてこない、その船をどうするといふことをすいぶん問題になりまして、漁船なんかの補助金なり漁港の改築なり、あるいは新設といふものも予算の中でもたびたび要求されたり、また盛られてゐるわけです。ところが、一体

船はできているのかできておらないのか、少なくも戦前のよくな状態にできておらないということは明らかである。これは衆議院の地方行政委員会でも問題になっているようありますけれども、漁船の貸付金なんかが、どういう形で流れておりますか、それを一つ詳しく御説明をいただきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 漁船建造につきましても、できる限りの優先的な措置を講じてありますから、それが、実績によつて見ますと、三十四年度までに建設をいたしましたものが、隻数といつしまして三十四隻といふことに相なつておるのであります。これの融資は、大体において農林漁業金融公庫がその主たる融資主体と相なつておる次第でございます。

○加瀬完君 一体、戦前は漁船が何隻ありました。三十四年度でも三十五年

度でも現在漁船何隻ですか、カツオ漁に従事できる漁船ですね。

○政府委員(藤井貞夫君) ちょっと今戦前の資料がございませんので、後刻調査してお答え申し上げます。

○加瀬完君 別にこの法案に反対して

いるわけじゃありませんから、しつこくやる考へはありませんが、問題は、戦前の漁船数から見ると、戦後はさつぱり復興しておらないですよ。ほとんどゼロと言つてもいい、少なくも昭和二十九年、三十年ころはゼロと言つてもいい状態であった。仕方がないから、水産関係の人には何をやらせているかといふと、船がありませんから、そこで真珠の養殖をさせておるのであります。カツオぶし製造を、どうしたらいもができるかといふ研究はやらなければ、水産試験場の分場では、真珠の

ために、それらの漁家自身が非常に困つておるというような点もございましょうし、そのほか、漁業では立ちいかないというようなことで、他に転業その他でもつて生活の道を求めているというようなものもかなり出てきていいのではないかと考えるのでございます。しかし、もともと経験のある従来の職場においてこの能力を十分に發揮せしめるというのが本来のねらいでもございまするので、それらの点につきましては十分調査いたしまして、はつきりとした隘路といふものが発見できますれば、これに對して一つ的確な指導と方策を講じて参りたいと考えておる次第でござります。

○加瀬完君 それから、つむぎ製造に従つている者の工賃ですね、これが非常に安い。非常な熟練度と、それから何といいますか、時間的に日数を要するにもかかわらず、一ヶ月が二千円とか三千円とか、こういう安いものもあって、これはこの委員会でやはり指摘されたはずです。つむぎ産業の何か復興方針というものはどんなようになられてきましたか。また、今言つたように、その関係者の賃金といふものが非常に安いのですが、どういふように調整されておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) ちよつとお待ち下さい……。

○加瀬完君 いいです。お調べにならなければわからないということは、結構局、公共事業などはうんと幅を広げて、それによつて当面は潤つていてる点は確かに認められるわけであります。が、一体公共事業が終わつたあと、の産業構造を生活の向上のためにどう開発をしていくかという計画が、やはり

数年たちましても自治省においても、だ確固としたものがないといふことは私はなるうと思ふ。であれば、つむぎ産業は二十九年はこうで、三十三年はこうで、三十五年はこうだ、将来はどうするといふことはわかるわけです。カツオぶしでもやつぱり同じ。どうう産業を基幹産業にして、それをどう発展させるかという計画がもつと必要なれば、どんなに信用基金の業務を拡大したところで、どういう方向に産業を拡大していくかといふ計画がなければ私はだめだと思う。私たちが数年來目撃たところでは、それがないといふところに、当面のやつぱり一つの心配があります。公共事業をやつてもらうのはけつこうだ、しかしあれわれが、夫が終わつたあと何をするか、収入がないではないか、これでは困るから、この際産業開発にもつと金をかけてもらいたい。で、これは私は、今日にちましてもやつぱり問題が残っていると思いますから、その点さらに御研究下さいますよろしくお願いをいたします。

きの点でござりますが、二十九年にま
しましては三万二千八百反であります
たものが、三十三年では六万六千八百
反、約二倍になつております。これにま
つきましては、やはり従来の伝統か
り、そう今後伸びるとは思われませ
けれども、ある一定した顧客層とい
るものも国内にはあるわけでございま
して、将来、まあ目標といいたしまして
は、いろんな需給関係等も想定をいた
しまして、約十万反程度にまで伸ば
たいということで考えておる次第でござ
います。

それから、今御指摘の点は、これは
ごもつともな点でございまして、医療
にいたしましても、先生にいたしま
ても、また一般の公務員にいたしま
ても、どうしてもやはり生活環境とい
うものについて、快適とまではいわ
なくとも、相当程度やはり文化的な環
境が整備されませんことには、そこ
落ちついた仕事が見られないとい
ふます。その点につきましては、どう角
激に変化を来たすといふようなことま
とうていむずかしいことでござります
けれども、漸次環境改善というものが
緒についておるのでないかというふ
うに考えております。

学校につきましては、まあ大体調査
に復興事業が進捗を見ておるのでござ
いますが、まだ残つておりますものに
つきましては、獨立小屋式のものも、
まだそのまま残存しておるとこらもあ
るのでござります。

確といふものはないだらうと思ふ。参りて、弱な鹿児島で、それだけの形をとらなければ、一般の公務員が奄美には行けない状態にあるわけですね。二〇%ぐらいいもつたって、生活費が非常に高い。ですからお医者さんにとっても家族は鹿児島で御自分だけが大島、いろいろ仕事をなさるという方に対しましては、島の開発に従つてあるいは病院なり無医村の診療所などに参りましていろいろ仕事をなさるといふ方に対する待遇の上で何か方法を考えてやらなくては、おれと言ふうがちょっと無理ではないかと思うのです。そういう状態は、やはり先ほど交付税の説明がありましたが、何か自治省として鹿児島県に特別財源の方法を考えてやらなければ、鹿児島だけでもれと言つてもらふと無理ぢやないかといふような点が考えられます。たとえは無医村はまだ相当地域にすれば無医村ではないかもしませんけれども、旧町村にすれば無医村は相当あるわけです。病院だって数少ない。それからハフといふような特別の、内地では見られないものの被害といふものもあります。こういう悪条件といふものと解消しませんと、島のほとんどどの開発といふものはできない。それに付与の方途を講ずる」といつたようなものがもう少し財源措置といふものが考えられなければだめだと思ふ。

貢度があると思う。借りたても借りられない条件のものがたくさんある。しかし、そこまで借りられるようならしていかなければ、産業復興はできないと思う。それにやはり地元の負担が幾らだの、県の負担が幾らだと、こう言つておつても、この地域に通じない。だから、もとと鹿児島県に財源を与えて、鹿児島全体でもいろいろ問題があるところですかね、奄美だけに特有な裏づけを考えてやらなければ、いかに信用基金をふやしたところで問題の解決にならないと思う。

で、現行制度のワク内でできる限りの努力を払つておると、こういう自治省のお答えですけれども、現行制度のワク内ではどうにもならないから、必要な財源付与の方途を鹿児島県に譲るべしという附帯決議ができた。ですから、この附帯決議の通りに現行制度というものを変えてもらわなければいけない。そのお考えはございませんか。

○政府委員(藤井貞夫君) 現行制度のワク内にはおのずからなる限度があるということはお示しになった通りでござります。根本的には鹿児島県自体の財政力というものを強化をしていかなければならぬ。それでなくとも鹿児島県 자체の経済力といふものは、全国的にいってきわめて貧弱であるといふような状況でござりますので、それらについての配慮はやっていかなければならぬという問題はあると思いますが、ただ交付税その他の一般的な制度の中でこれを考えていくということに

相なりますると、他に影響するところ、すなはち各県の数多くござりまする離島等との均衡論といふものもおなじくから出て参ると思うのであります。それらの点で、なお、全く別個の制度としてこれを打ち立てて、一般的制度としてこれを持ち立てるといふことにつきましては、まだ踏み切りができておらないといふことがあります。しかしながら、鼠自体の財政力の問題も一つの問題がござりますけれども、そのほかに、奄美群島内の市町村の財政力というものは、つきましては、これは何とかやはり者はどうしても一般の民度が一般の経済力が低いといふようなところを反映思ひます。全体の財政構造等が、これえて参らなければならぬ時期が来るると思ひます。地元負担が伴うということになつて、それであります。復興事業費で事業をやつてしましても、多かれ少なかれこれをいたしまして、財政構造がきわめて悪い。そういう場合に、何といったましても、復興事業費で事業をやつてしまつた場合には、市町村の一人立ちでどう地元負担が伴うということになつてゐるか、そういう場合にどういう対策をとるに耐え得るよな財政構造を持つていいやれない場面が出てくるのではないかと思ひます。そのためには、市町村の一人立ちでどう地元負担が伴うといふことになつてゐるのであります。それらの点とども、講ずべきかといふことも考えていかなければならぬ段階が私は来るだらうと思うのであります。それらの点とども、にらみ合わせまして、財政当局ともとより打ち合わせをいたしまして、所期の目的が達せられるように、今後とも一つ考へて参りたいと思つておる次第であります。

あつた船がなくなつてしまつて、それからアメリカ軍が占領しておつたために、ほとんど山林資源というのは切り取られてしまつて、裸の山がたくさんできてしまつた。しかも、既存の産業というものは、アメリカの政策が当を得ておりませんから、ほとんど衰退してしまつた。こういうように、戦争と政治の犠牲がかぶさつてきて、奄美の産業構造といふものがうんと生産力を減退させてしまつた。そういう理由がありましたが、これは特別に措置を講じて復興しなければならないじゃないかという特別法ができたのです。だから、離島振興法のもつと濃度を増したものでなければ奄美はならないわけです。これは日本の政府の責任でもあれば、まあ戦争の責任でもありますけれども、アメリカの責任もありますからね。されまへんが、一応日本の政治として何とかしなければならない問題なので特別法ができた。今聞いておりますと、戦前の位置まで行つていい産業がたくさんある。これは何とかしなければならないじゃないかというわれわれはさらには質問を繰り返しているわけです。で、提案理由の説明の中にも、「同群島における経済基盤が脆弱であるため、産業資金の融通が円滑を欠き、このことがその復興の大なる隘路となつておる」ということはお認めになつておる。それならば、市町村に対する確かに財政力を援助するとともに、鹿児島県に対しても奄美復興に全面的に協力できるやつぱり財政の態勢というものを国が保証してやらなければ無理が出てくると思うのです。この点を強く私どもは要望をいたしたいわけです。お答えをいただかなくてもこられで質問を終ります。

○委員長(増原恵吉君) 速記を起し
て。
○鈴木壽君 奄美の復興計画、それからその状況、大まかなもの一つ出ておられます、もつと詳細に、前にはもつと詳しいものも出たことがありますから、そういうのに合ひように一つお作りいただきたいと思うのですが、これ
はあとでけつこうでござります。
それから、いろいろ問題があるよう
で、私ども昨年あたり現地の人たち
からいろいろ事情を聞いております
が、今、加瀬委員のお尋ねによつての
御答弁によつてもあんまりはつきりし
ないところがあるので、単なる復興計
画、今お願いした復興計画の状況な
り、そういうもののほかに、いろんな
その産業の状況等について一つ何かま
とまつた資料というようなことでお出
しいただければありがたいと思ひます
が、そういうことができますか。
○政府委員(藤井貞夫君) 御趣旨に沿
うようなものができるかどうか知りま
せんですが、手元に資料もござります
ので、大体その線に沿いまして資料を
作成をいたしまして、できるだけすみ
やかに提出をいたしたいと思ひます。
○委員長(増原恵吉君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員長(増原恵吉君) 速記を起し
て。
他に御発言もなければ、これにて兩
案の質疑は尽きたものと認めて御異議
ございませんか。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないもとのと認めます。

これより奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増原恵吉君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について討論に入れます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局しなるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

ざいます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました両案につきまして、諸般の手続等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（増原恵吉君） 速記起こし
て。

午後二時十一分開会

○委員長（増原恵吉君） 休憩前に引き続き委員会を開いたします。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行ないます。

○鈴木壽君 午前からお待ち願つておりますから、まず林野庁の方にお尋ねしますが、新市町村に対する国有林野の売り払いの状況について、一つ現在までのところあらまじお話し願いたいと思いますが。

○説明員（高尾文知君） それではお手元にすでに配付してございます一枚刷りのものでございますが、「新市町村建設促進法に基く国有林野売払又は交換状況一覽表」という見出しでございまして、三月一日現在で作成いたしたのでござりますが、その左の欄の営林局の次の欄に、国有林野所在市町村数として、三月一日現在で作成いたしたのでござりますが、これは資料の関係で、三十六年の一月一日現在のもの

しか入手できませんので、これで掲記いたしましたわけあります。これを菅林局十四局別に書いてございますが、総計から申し上げますと、所在市町村の数は千六十六と相なつておるわけでござります。このうち右の欄に移りまして、売り払いまたは交換申請のあつたものが、市町村の数にいたしまして、五百二十八、面積にいたしまして七万一千二百町歩、その上のところにカッコいたしまして、国百四十八、民二百九十九という数字がございますが、これは摘要にもござります通りに、國の方から百四十八町歩を出して、民の方から二百九十九を受け取る、いわゆる交換の申請のトータルでござります。それからそのうち売り払いまたは交換契約済みのもの、これがトータルにいたしまして、市町村の数で三百九十七でござります。面積にいたしまして三万四千百二十四町歩、次の欄の処理中のものという、やや広い欄がございますが、その欄を二つに分けておりまして、売り払い承認済みというのと、処理中とさらに分かれていますが、この売り払い承認済みと申しますのは、林野本庁の方ですでに売り払いの承認をいたしまして契約がまだ未済になつておる、こういうふうに御判断願えれば幸いかと思います。ものでございます。それから処理中と申しますのは、これは目下各管林局において検討中のものと、こういうふうにして三千八百五十七町歩、それから処理中の市町村数が十五、それから面積にいたしまして四十八、面積にいたしまして三千八百五十七町歩、それから売り払い承認済みのものは、市町村数にいたしまして四千九百二町歩、そこに交換のものが百九、百八十とあ

がつておるわけあります。こゝで
ちよと疑問を抱かれると思いますが
申請数五百二十八の町村に対しまして
町村の数が三百九十七、四十八、十五
と相なつておりますて、この三つ足し
てみますと四百六十になるわけでござ
います。これを五百二十八から差し引
きますと、六十八という数字が出てく
るわけでござりますが、これは却下し引
いたしました町村数でござります。そ
れがここには正面からは出でないわ
けでございますが、却下いたしました
事由は、国土保安上の点からも保安林
の買い入れ等でとつたもの等を理由と
いたしまして却下いたしたのでござ
ります。現在までの処理状況は大体そう
いうふうでございまして、それから申
請の市町村数に対しまして処理をいた
しました市町村の数は、大体八四%程
度に相なつてゐるわけでござります。
ごくあらまじでございますが、以上の
通りでございます。

た検討ですか、どちらでございましょう。
○説明員(高尾文知君)　ただいま先生のお話のありましたあとの方、すなわち各種のものを含んでおります。とにかく検討いたしております。こういうものであります。大体の方向といたしましては、売り払いの方が大部分ではなろうか、こういうことでござります。
○鈴木壽君　ちょっととしたことでござりますが、市町村数のうち、売り払いまたは交換申請のあったもの、それから売り払いまたは交換契約済みのもの、処理中のものの市町村数で、熊本のがちょっと違うようですが、申請のあったものは九十六、売り払いまたは交換契約済みのものが八十四、売り払い承認済みが九、処理中が四となると一つ申請より多くなるようですが、これは小さなことですが、まあいいですか、これは小さなことですがら。一つ違うようございますが。

から。あるいはあなたのおつしやる事
りかもしませんけれども、まあその
点はよろしくどうぞいます。そこで、
実は現地で僕らが見たり聞いたりする
ところでは、この表からも私大まかに
そういう方向が示されているといふと
うに考えられますけれども、売り払い
の申請をしても、なかなか局の方で、
あるいは署の方ですか、そこら辺のと
ころははつきりしませんが、売り払い
の契約の承認をしてくれないんだだ
ら、いうことが一つと、それからいま一つ
は、承認を受けても、こちらから申
請をした面積よりはるかに少ないもの
でやられる。しかし、それはあなたた
から保安林等の関係というふうなお
話がございましたが、必ずもしもそちら
いうのだけではない。どうもいわば売り
り惜しみをするんじゃないかといふよ
うなこともいわれておるのでございま
すが、この表から見ますと、申請の
あつたものが十七万町歩をちょっとこ
してあります。が、売り払いの契約済みの
ものが三万四千町歩、契約までには
至らないけれども、承認済みのもの三
千八百五十七町歩、これを加えまして
も、大体五分の一程度しか承認されて
おらないわけなんですね。もちろん、
これは売り払いを求める側からします
と、少しでも面積の多い方がいいとい
うような気持があるのでございましょ
う。ですから、百ペーセントそのままで
を承認できるんだといふうには私も
思いませんけれども、何か今言つたよ
うに現地の方では、はたして保安林と
か、その他林野の經營計画、そういう
ものから見て、必ずしもそうでないと
ころもどうも売り払ってくれないんだ
といふような声があるわけなんですが

いますが、一応結果としてここまでしてきたのですが、これからまた新たに法の延長によつて申請が出てくるところもあるのではないかといふうに考へられるわけでござりますし、あなた方がこの資料の中でも、二百七十九の市町村を予想しておられるようござりますが、今度これから充り払いの場合はにおいては、やはり現地の状況よくお調べの上に、また一方、林野課としてのいろいろな經營計画もございましようけれども、そういうものととく勘案をして、地元の要望に沿える上に御努力を願いたいというふうに私は思うのでござりますが、言うまでもなく、これは単に売り払いを受けた場所を、立木を切つて売つて金にするとか成として考えられての売り払いをござりますから、そういう点を考え、新しい市町村の建設、育成という立場から、法にもこういうふうにはつきり認めておるところでござりますから、その点は一つ私、要望という気持が非常にに入つたことになつておりますが、ぜひ考えてやつていただきたいということを申し上げて、これに対するお考え方を一つお聞きしたいと思います。

たたいまお示しになりましたような、この法の与え方に背馳すると申しますが、そういう不行き届きがありますれば、これは本邦といたしましても十分調査の上、指導をするにやぶさかではないのです。ただ、御参考まで申し上げたいと思いますが、従来の保安上の理由から却下いたした、あるいは国有林保有の經營の面から却下した、そういう点はもちろんあるわけですがござりますが、各市町村からの御要望の数というものが非常に過大なものがある。これは市町村自身でも相当な林野をお持ちになつてゐる。そのほかにさらに非常に大きな申請が出て参つておる、そういう点につきましては、いろいろ検討いたしました結果、市町村の経営能力とか、あるいは諸般の事情を考察いたしまして一部減ずるとか、そういう実例もありましたわけでござります。ただ根本の精神は、あくまでも市町村の基本財産造成にあるといふことは、よく林野庁の方でも明快にいたしております。ただいま御指摘のような不工合を来たさぬように、関係の事務当局と十分連絡いたしましてやつていただきたい。それから市町村の希望自体といふものの真意と申しますか、そういうものも十分に検討いたしませんと、売り払い後、若干の事例ではございますがすぐ立木を切つてしまふ。売り払いの精神、あるいは法の精神にも背馳する、こういう実例もままあるのでございまして、そういう点につきましては、自治庁の方の御協力も得まして、さらに一つ指導をいたしたい、林政上の点からも指導をいたしたい、こういうふうに考えております。

これはあなたのあとのお話の中に、市町村の希望と、市町村の経営能力、そういうような面、中には立木を伐採して他人に売却するというようなことを知らないわけでもない。私も現にそれを知つておりますが、そういうものについては、これはよく一つ契約の際に、ある程度指導的な立場に立つて、自治庁とも話し合われて、条件をつけられてもいいと思うのです。と同時に、そういうことは、今言ったようなことで極力規制していかなければならぬと思ひます。が、やはり林野の一つの経営といふのは、相当の面積がないと、これはあなた方御専門の方々に申し上げるのは変であります。が、相当な規模がないとできがたいということ、これはいうのは、相当の面積になる相当の面積といふものは、やはり確保してやることが必要ではないだろうかというようなことと、それからいま一つは、現実にはほとんど營林署の方で手をかけないでおつて、むしろ、それが市町村等に払い下げされることによつても、と適切ないいろいろな経営の方面に役立つことができるというようなところも、いふんあるわけなんです。これは遠い将来にわたっての経営計画といふものの中にあるいは入っているかもしれません、が、はたから見ると、どうも何十年もほつたらかしておるといふようなところがずいぶんあるのですから、そういうところに對して、市町村は、それではこちらの方でこういふ際に充り払いをしてもらってやうじやないかといって、払い下げる申請をする、

しかし、それは認めてもらえないところがあるわけなんですか、そういう点を一つ今後十分考えていただきたい。今後の売り払い等のためにやられて申しあげておきたいと思います。

有線電話の問題ですが、一つ自治省の方にお伺いしたいのですが、現地では有線放送電話の接続問題が非常な大切な問題としていろいろ論議されておりますが、これに対する自治省の方を考え方を一つ。

らは、あえてこの際せびとも郵政省の接続についても自らの意見を述べておきたいと思います。郵政省当局のそのような考え方なり、方向というものをわれわれがいたしましても十分了承をいたしました。今回の促進法自体には盛らしく行していくといふことをもいかがかとおもつたのであります。郵政省当局のそのような考え方なり、方向というものをわれわれがいたしましても十分了承をいたしました。また、今回のように、各般の処置が講ぜられてきたのであります。併しとも、今後もまた、何かういうことまでのことを考え、おられるのですか。ただ二つの施設、同一市町村あるいは同一区域にある一つの施設を單に統合するということだけを考えておられるのか、そこから何をどうですか。

○政府委員(松田英一君) お答え申します。実はこの問題につきましては、有線放送電話が正式に法律によりまして認められましたときの考え方と申しますが、いろいろいきさつがあるわけございまして、さかのぼって申し上げて非常に恐縮であります。実は有線放送電話がいろいろとこういう形で発展して参りましたときに、国会方面でもいろいろと問題になりました。本来電話といふのは、その当時までの考え方としては、大体電電公社が、いわゆる公衆電話——公用電話といふものは全部独占をしてやるという建前である。ただ、それに対しまして、何と申しますか、特別な事業体の専用の電話あるいは特別に密接なものとの間の電話、そういうものは特殊なものといたしまして認めているけれども、そうでない一般的にいわゆる他人の人格の違う間の通信といふものは公衆用の通信として全部電電公社がやるという建前のものであるといふような考え方でできたので、法律も施行されておつたのであります。従つて、こういう形の有線放送電話と農山漁村におきましては、現実に電電公社の電話はそれほど普及いたしませんし、また地方の実情からいたしまして、有線放送といふものと結びついた

農山漁村の実情に合つて普及して参りますものですから、そういうものの普及といふものはどうしても認めなければならぬ実情がありまして、この二つをどういふうにして調和さしていかかということが問題になつたわけでございます。そこで現在の法律としてとりました考えは、結局、公衆用の電話、つまり公社の電話というものは、大体今の観念で申し上げましたように、一つの単位、まあ人格というと少し理論的には正確でないかもしませんが、一つの単位と他の単位との話といふものは、これは公衆用電話でなくしてあくまでもそれに対する電電公社が臨むという建前である。しかし、その単位といふものを少し範囲が広がつてやるということも、これも農山漁村の今のような事情からいえば必要性があるとして認めなければならぬのであるかないかというような見地から、現在の法律にござりますように、まず第一の制限といつしましては、同一市町村内といふことで、それ以上にまたがるる限定された範囲内で、その中の通信といふものを可能にして簡易の電話でもつて話し合うといふことであります。それから農村の共同体といいますか、それから農村の共同体といいますか、あるのとして考えていいのではないかといふような見地から、有線放送電話といふものを郵政大臣が許可をしていく形で認めておるわけでございます。従いまして、そういう見地からその当時の必要性から認められたわけでございます。

し合ってできると、ということは、一つに
は何と申しますか、国費の、あるいは
国の全体の経費の乱費とも考えられる
わけでございますし、それから一方に
おいては、非常に電電公社といふもの
が農村においても、あるいは都市にお
いても、電話といふものをどんどんこ
れから発達させていかなければならな
いというような見地から考えまして
も、そのところを自由に踏み切ると
いうことが非常に将来電話の体系の混
乱を起しまして、将来の日本のため
にならない。そこで、そういう将来の
電話の体系といふものを混乱させない
ような形においてこれを解決する必要
があるということで考慮しているわけ
でござりますが、そのためには現在の
地方の要望といふものをもつと正確に
把握する必要があり、また、そういう
調和された形に作り上げるのにはどう
いう技術的な条件、あるいはどういう
業務上の条件といふものを考えてこの
間を措置していくかなければならない
かということを、この一年間実際に
当たりまして、みつかりと検討もし、
また場合によっては、必要な状態も試
験的に行ってみまして、その結果に
よつても判断をして最後の結論を得た
いといふことで、本年度実は千二百万
円の予算も郵政省につけるように、大
蔵省とも話し合いがまとまりまして、
国会にお認めを願っている状況である
わけでございます。従いまして、この
際問題として考えられますのは、一つ
には、電電公社との電話を、当然これ
は制限がつかなければなりませんけれ
ども、どういう条件のもとで電電公社
の電話とつないでいくかという問題が

一番問題でございまして、それからこの有線放送電話同士の接続というものが一体どう考へていくか、これにつきましては、この接続をどんどんと認めていくということは、そういうことになるけれども、電話と別の体系の電話が広がっていくということになりますて、ある地方におきましては、そういうことになると、電電公社の電話にも加入しなければならない、あるいはそりつた有線放送電話といふものにも加入しなければならない、というような二つの体系が混雑し合いまして非常に不便を起こすまでのござりますから、そういうことのないように考へいかなければならぬまい。そういうことから考へて、一体有線放送電話として現在あるものをどう少しあげるかすれば、どの程度に考へていくべきであるかというような問題であります。それぞれの重要な問題でもあります。またお互いに関連し合つた問題でもありますので、目下、ことし一ぱいかかりまして、十分に検討を遂げて来年度には結論を得て必要な法律措置もそのときには考へたいといふうに考慮しておる次第でござります。

○政府委員(松田英一君) その問題につきましては、実は今までの状態で申上げますと、ことし一ぱい具体的にいろいろ問題を検討しなければ、最後の結論的には申し上げられないわけでござりますけれども、まず第一に、私どもは有線放送電話というものの、全体の電気通信体系との調整ということを考えます場合に、どうしても電電公社の接続といふ問題を考えいかなければなりません。それにはいろいろ技術的に業務的に必要な条件といふものと考えられなければなりませんので、そういう条件を一体どういふように考えて、そしてこの問題、つまり電電公社との接続の問題を考えなければならぬかといふことを検討して参るのが第一でござります。そういうことにいたしますと、今度は電電公社の体系といふものにつながりまして、ある地域の範囲内においては相互に話ができるという条件になるものでござりますから、それと別に有線放送電話同士の接続といふものを一体どう考えていくかということにつきましては、これはどちらかといえば、例外的なケースでございますので、現実に一体どの程度の必要性があり、また、どういう解決方法をとればそれが解決されるのかという問題としてこの問題は検討して参りたい、こういふことでござります。

○小林武治君 今の調査費ですね。一般会計でとつたんですか。

○政府委員(松田英一君) その通りでございます。

○小林武治君 そうすると、接続をすれども、しゃべ言つても違つた体系をつな

べ。こうじうことと、電話を電電公社の系統の一つとして統合すると、こういふことあると思うのですがね。ただ、ちよつとつなぐといふことはちよつとできない。つないでそうしてほかとの公衆通信ができるといふことは、ちょっとと考えられないと思うのですが、つなぐといふ以上は、電話を電電公社の組織の中へ入れてしまふ、こういふ方向に当然持っていくべきだと思いまが、どうですか。今のように有線放送同士を別につなぐなんといふことは考えられないことじゃないかと思う。われわれとしては、今の通信政策の上からいっても、つなぐ以上は有線放送そのものも電電公社の組織の中に統合して入れてしまうと、こういう方向に当然行くべきものじゃないかと、こういふふうに思うが、その点どうですか。

それからして、今の農村の放送電

話といふものは、農林省の補助金と、

こういふふうな形になつております

が、前においても、それは電電公社の

一つの仕事、あるいは郵政省の

仕事として郵政省がその補助もしてや

るんだと、こういふふうな話がついた

とかつかぬとかいうことも聞いており

ますし、これはまあ方向として公社が

そういう補助金も当然出すべきものだ

といふふうに思ふのですが、調査の方

向としては、郵政省はそういう方向で

もつてお考えになつておるんじゃない

かと思うのですが、どうですか。

○政府委員(松田英一君) 小林先生の

御質問の第一点でござりますが、電電

公社との電話の接続を考えます場合

に、実は体系としてはいろいろなこと

が考えられるわけござります。一つ

には、ただいま先生のおっしゃいまし

たように、電電公社の現在の体系の中

の一部にしてしまふといふ考え方があ

るわけでござりますけれども、それに

いたしましても、実は電電公社の体系

の中に有線放送電話が入るといふこと

は、電話ができるというシステムの中へ

入ることは、この点は間違いないわけ

でござりますけれども、あと、人格と

申しますが、あるいは経営体と申しま

すが、そういう考え方といたしまし

て、現在電電公社の電話が行なわれて

おります一つの形、これもいろいろな

ものがございまして、たとえば、いわ

ゆるPBXと言つておりますが、構内

交換電話といふようなものは、だれが

どういふうにやつてもかまわないと

いふ体験でございますが、また団体加

入電話といふようなものもございまし

て、これは一つの組合のような考え方を

とりまして、公社の電話の經營の一部

として作らしている。そういう末端の

形といふものはいろいろに考えられる

が、前においても、その形と、いふものを、

現現在の有線放送電話の運営主体といふ

ものとどういふうに結びつけて考え

れるかということで考えていくのが一つ

の考え方であります。それを、電電公

社のそういう体験の中のものである

といふふうにして考えていくか、ある

ひとつの仕事、あるいは郵政省の

仕事として郵政省がその補助もしてや

るんだと、こういふふうな話がついた

とかつかぬとかいうことも聞いており

ますし、これはまあ方向として公社が

そういう補助金も当然出すべきものだ

といふふうに思ふのですが、調査の方

向としては、郵政省はそういう方向で

もつてお考えになつておるんじない

かと思うのですが、どうですか。

○政府委員(松田英一君) 小林先生の

御質問の第一点でござりますが、電電

公社との電話の接続を考えます場合

に、実は体系としてはいろいろなこと

が考えられるわけござります。一つ

は、ただいま先生のおっしゃいまし

たように、電電公社の現在の体系の中

の一部にしてしまふといふ考え方があ

るわけでござりますけれども、それに

いたしましても、実は電電公社の体系

の中に有線放送電話が入るといふこと

は、電話ができるというシステムの中へ

入ることは、この点は間違いないわけ

でござりますけれども、あと、人格と

申しますが、あるいは経営体と申しま

すが、そういう考え方といたしまし

て、現在電電公社の電話が行なわれて

おります一つの形、これもいろいろな

ものがございまして、たとえば、いわ

ゆるPBXと言つておりますが、構内

交換電話といふようなものは、だれが

どういふうにやつてもかまわないと

いふ体験でございますが、また団体加

入電話といふようなものもございまし

て、これは一つの組合のような考え方を

とりまして、公社の電話の經營の一部

として作らしている。そういう末端の

形といふものはいろいろに考えられる

が、前においても、その形と、いふものを、

現現在の有線放送電話の運営主体といふ

ものとどういふうに結びつけて考え

れるかということで考えていくのが一つ

の考え方であります。それを、電電公

社のそういう体験の中のものである

といふふうにして考えていくか、ある

ひとつの仕事、あるいは郵政省の

仕事として郵政省がその補助もしてや

るんだと、こういふふうな話がついた

とかつかぬとかいうことも聞いており

ますし、これはまあ方向として公社が

そういう補助金も当然出すべきものだ

といふふうに思ふのですが、調査の方

向としては、郵政省はそういう方向で

もつてお考えになつておるんじない

かと思うのですが、どうですか。

○政府委員(松田英一君) 小林先生の

御質問の第一点でござりますが、電電

公社との電話の接続を考えます場合

に、実は体系としてはいろいろなこと

が考えられるわけござります。一つ

は、ただいま先生のおっしゃいまし

たように、電電公社の現在の体系の中

の一部にしてしまふといふ考え方があ

るわけでござりますけれども、それに

いたしましても、実は電電公社の体系

の中に有線放送電話が入るといふこと

は、電話ができるというシステムの中へ

入ることは、この点は間違いないわけ

でござりますけれども、あと、人格と

申しますが、あるいは経営体と申しま

すが、そういう考え方といたしまし

て、現在電電公社の電話が行なわれて

おります一つの形、これもいろいろな

ものがございまして、たとえば、いわ

ゆるPBXと言つておりますが、構内

交換電話といふようなものは、だれが

どういふうにやつてもかまわないと

いふ体験でございますが、また団体加

入電話といふようなものもございまし

て、これは一つの組合のような考え方を

とりまして、公社の電話の經營の一部

として作らしている。そういう末端の

形といふものはいろいろに考えられる

が、前においても、その形と、いふものを、

現現在の有線放送電話の運営主体といふ

ものとどういふうに結びつけて考え

れるかということで考えていくのが一つ

の考え方であります。それを、電電公

社のそういう体験の中のものである

といふふうにして考えていくか、ある

ひとつの仕事、あるいは郵政省の

仕事として郵政省がその補助もしてや

るんだと、こういふふうな話がついた

とかつかぬとかいうことも聞いており

ますし、これはまあ方向として公社が

そういう補助金も当然出すべきものだ

といふふうに思ふのですが、調査の方

向としては、郵政省はそういう方向で

もつてお考えになつておるんじない

かと思うのですが、どうですか。

○政府委員(松田英一君) 小林先生の

御質問の第一点でござりますが、電電

公社との電話の接続を考えます場合

に、実は体系としてはいろいろなこと

が考えられるわけござります。一つ

は、ただいま先生のおっしゃいまし

たように、電電公社の現在の体系の中

の一部にしてしまふといふ考え方があ

るわけでござりますけれども、それに

いたしましても、実は電電公社の体系

の中に有線放送電話が入るといふこと

は、電話ができるというシステムの中へ

入ることは、この点は間違いないわけ

でござりますけれども、あと、人格と

申しますが、あるいは経営体と申しま

すが、そういう考え方といたしまし

て、現在電電公社の電話が行なわれて

おります一つの形、これもいろいろな

ものがございまして、たとえば、いわ

ゆるPBXと言つておりますが、構内

交換電話といふようなものは、だれが

どういふうにやつてもかまわないと

いふ体験でございますが、また団体加

入電話といふようなものもございまし

て、これは一つの組合のような考え方を

とりまして、公社の電話の經營の一部

として作らしている。そういう末端の

形といふものはいろいろに考えられる

が、前においても、その形と、いふものを、

現現在の有線放送電話の運営主体といふ

ものとどういふうに結びつけて考え

れるかということで考えていくのが一つ

の考え方であります。それを、電電公

社のそういう体験の中のものである

といふふうにして考えていくか、ある

ひとつの仕事、あるいは郵政省の

仕事として郵政省がその補助もしてや

るんだと、こういふふうな話がついた

とかつかぬとかいうことも聞いており

ますし、これはまあ方向として公社が

そういう補助金も当然出すべきものだ

といふふうに思ふのですが、調査の方

向としては、郵政省はそういう方向で

もつてお考えになつておるんじない

かと思うのですが、どうですか。

○政府委員(松田英一君) 小林先生の

御質問の第一点でござりますが、電電

公社との電話の接続を考えます場合

に、実は体系としてはいろいろなこと

が考えられるわけござります。一つ

は、ただいま先生のおっしゃいまし

たように、電電公社の現在の体系の中

の一部にしてしまふといふ考え方があ

るわけでござりますけれども、それに

いたしましても、実は電電公社の体系

の中に有線放送電話が入るといふこと

は、電話ができるというシステムの中へ

入ることは、この点は間違いないわけ

でござりますけれども、あと、人格と

申しますが、あるいは経営体と申しま

すが、そういう考え方といたしまし

て、現在電電公社の電話が行なわれて

おります一つの形、これもいろいろな

ものがございまして、たとえば、いわ

ゆるPBXと言つておりますが、構内

交換電話といふようなものは、だれが

どういふうにやつてもかまわないと

いふ体験でございますが、また団体加

入電話といふようなものもございまし

て、これは一つの組合のような考え方を

とりまして、公社の電話の經營の一部

として作らしている。そういう末端の

形といふものはいろいろに考えられる

が、前においても、その形と、いふものを、

現現在の有線放送電話の運営主体といふ

ものとどういふうに結びつけて考え

れるかということで考えていくのが一つ

の考え方であります。それを、電電公

社のそういう体験の中のものである

といふふうにして考えていくか、ある

ひとつの仕事、あるいは郵政省の

仕事として郵政省がその補助もしてや

るんだと、こういふふうな話がついた

とかつかぬとかいうことも聞いており

ますし、これはまあ方向として公社が

そういう補助金も当然出すべきものだ

といふふうに思ふのですが、調査の方

向としては、郵政省はそういう方向で

もつてお考えになつておるんじない

かと思うのですが、どうですか。

○政府委員(松田英一君) 小林先生の

御質問の第一点でござりますが、電電

公社との電話の接続を考えます場合

に、実は体系としてはいろいろなこと

が考えられるわけござります。一つ

は、ただいま先生のおっしゃいまし

たように、電電公社の現在の体系の中

の一部にしてしまふといふ考え方があ

るわけでござりますけれども、それに

いたしましても、実は電電公社の体系

京のいわゆる公衆電話、ああいう農村公衆電話を電話のない地方に引っぱってきて、いって作っていくことがまず第一のねらいでございます。そういうのを利用して、それにぶら下げて若干の電話といらものをつけることによつて、従つて、これは共同電話の形になりますが、そういうことによつて、農山漁村の電話というものを普及して参るという考え方で電電公社は進めているわけでございます。そいつた進め方は大いにやつておりますけれども、それ以上に広く広がつて参ると申しますか、そういう意味での電話の普及といふものは、農村におきましては、やはり農村の地域と、そこにいる人口との関係等もございまして、なかなか普及をいたしませんし、この点はあるいは農山漁村の実際の電話をつけようという方の負担力といいますか、有線電話といふものに対して、電電公社に金を払つて電話を利用するというところの意味合いにおいての要望といふものも、都市と農村と比べまして、やはり相当違つた面もありますといふような面から考えまして、今のいわゆる、たとえて申しますすれば、線でもつて広げていくような電電公社のやり方だけでは、なかなか農山漁村の要望といふものは十分には満足されない。しかし、そういうものは将来の発展の手がありといたしましては必要でござりますから、電電公社としてもその面を大いにやつて参りますが、もう少し現実の農山漁村の要望といふものに合うものを、いわば安い金で、あるいは安い運営費で、とにかく一応通話ができるという形、しかも、それが有線放送

ては、本質的には反対でない、一本化することはどうですか。この点にないといろいろ考え方があるでしょうか。むずかしいでしょうね、農林省の考え方としては……。

○政府委員(藤井眞夫君) 一本化いたしまることにつきましては、御指摘のように、なお調整をはかつて参らなければならぬ面があると思います。それと、今、郵政当局の方から述べられましたこの有線放送をどういう体系に組み入れていくかという点とも関連いたしますので、それらの点については、まだ最終的な詰めはいたしておりません。

○鈴木壽君 私もとりあえずまず相互の接続ということ、それからいま一つは、一般公衆電話との接続、この問題をまずやるべきじやなかろうかと思いますが、先ほど来いろいろ郵政省の方からお話をございましたので、大体方向はわかりましたが、これは私、念を押してお聞きしたいと思いますが、今の有線電気通信法の規定から、あるいは成立当時のいろいろの話し合いといいますか、そういうことからすると、この法の建前なり、そういう面ではちょっとむずかしいところに来ていると思いますが、しかし、これは先ほど来のお話で、今後どういうふうな形になるか、それは一応別にしましても、接続なり一本化の方向あるいは一般的の電話との体系下に入れるといふような問題がいろいろあると思いますが、とお考えになつておるというように理解

○政府委員(松田英一君) その点は、私どもも從来のよろんな形では、現在の有線放送、電話の発達その他から見まして、すましておれないところで、最もいい解決方法といふものを生み出すために、今後は調査費をいただくことにお願いをしておるわけでござりますから、その結果によりまして、最も合理的な妥当な解決方法でそういう線に進んでいきたいと、かように思ひます。

○鈴木春君 ちょっと心配なのは、私が農林省がきょう来ておりませんので、ちょっと考え方をお聞きするわけにいかないのです。農林省の方では、まあいわば目的が農事関係を中心とした、そのため補助金を出してやつたというような発足からのそういう、きさつめありますので、接続はともかく、先ほど来いろいろあなたも、あるいは小林先生もお話をあつたような一體化とかなんとかということになりますと、これはいろいろ考え方の上でちょっと渋るのじやないかといふふうな気もいたしますが、そういう点で農林省とは何か話し合いをしておられますか。

○政府委員(松田英一君) その点につきましては、農林省ともいろいろ話しあいを進めております。それで基本的には、農林省も有線放送電話を郵政省が通信政策の面からいろいろ考えて調整をしていかなければならぬといふことについては異存はないようですが、今までいわゆる新農村建設というものを農林省で進めて参った点から、それが途中で、何と申しますか、欠けてくると申しますが、そういう

ことになると困るのだというような話でございまして、有線放送電話そのものは当然通信の一環であり、その意味において郵政省が統合的に考へておるということは御異存ないと私どもは了承しているわけです。ただ、もちろん農山漁村に関連するものでもありますししますから、実際はどういうふうに普及をし、どういうふうに考へていかなればならないかということについて、農林省とも密接な連絡をとらなければなりませんし、その意味においては、あるいは自治省の方とも密接な連絡をとつて、実際に地方の要望といふものを考へ合わせながら調整をしていく必要があると私どもは考へております。その点ではそう根本的な意見の食い違いがあると私ども考へていないわけでございます。

は、やはりどうしても住民のそういう利便というものを第一に考えていくことが私は本筋じやないだろうか。もちろんこれはてんでんばらばらな格好で、ということも、私は何もそんなことを考えていませんけれども、やはり有機的な統一的な体系において行なわれなければならぬという根本的なそれはあると思いますが、そういう面でとどまるかと思ひます。少なくとも同一区域内における相互の施設の接続なり、あるいは一般電話との接続というものはやはり早急にやらなければならぬことじゃないだらうか。そのために必要であるならば法律の一部改正もやはり私は必要であろう。というふうに思うのですが、そういう意味で私は要望みたいな形になりますけれども、今のような意見を持つておりますものですから、一つそういう面でお進めいただきたいということ。そして三十六年度にその調査費といふもののを使うにあたって、今、私どもが要望しているように、そして住民が強く望んでいるような方向で一つできます。ようなどういうことを私がお願いをして質問を終わりたいと思いますが、もしそれでについてお考えがありましたら一つ最後にお聞かせ願えれば……。

は、地方に全国十カ所地方電波監理局といふのがございまして、そこで有線放送電話の監督、あるいは監査等を督しておりますが、地方におきましてやつておるのですが、施設のでき上がりた検査とか、そんじよくなことはどこでやつていますか。

○小林武治君 あれは農林省の補助金と申しますが、有線放送電話の基本的な面では、有線電気通信法に縛られておりまして、非常に最小限の技術的の縛り方でございますけれども、そういう点もありますので、そういう面につきましての監督というのは、これは先ほど申し上げました電波監理局でやつておるわけであります。農林省といたしましては、補助金を出された関係上、その補助金の締めくりと申しますが、実施上の問題について監督はしておられるると考えますが、私はその点の詳細は存じません。

○小林武治君 今の施設の、たとえば有線の長さ、そういうものはどのくらいかわかつていますか、全国の施設の市町村の現況ですね。

○政府委員(松田英一君) 一番新しいところでございまして、全国におきます施設数でござります。これが二月末で二千二百三十三ございます。それで、これはいわゆる有線放送電話を一つのもと見ましての施設の数でございますが、その中によらず下がつております加入者と申しますが、電話機と申しますか、そういうものの数は大体百二十四万ばかりございます。それから線路亘長はちょっと手元に資料がございません。

○加瀬完君 新市町村の建設促進法の効力を延長することは賛成であります。が、市町村の建設について三点ばかり伺います。

一つは、同一市の内で暫定手当にいろいろ階段が生じまして、特に教職員の異動などには非常に困る状態があります。まして、これは逐次訂正するといふことでござりますが、やっぱり訂正されないで残っている部面があるわけあります。が、今度の財政計画では一応そういういたようなものの解決をするという計画が盛られておりますが、この点はどうなりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) お説のようになに暫定手当の不均衡ということにつきましては、非常にいろいろな面で支障がござりますので、これの解消のために漸次改善措置を講じて参つておることは御承知の通りでございます。大体問題は少くなつて参りましたけれども、なお依然として同一市町村内において暫定手当が異なるといふようなものがござります。それに対しましては、来年度からはさらに一段進めまして、異級地——級地の異なるものにつきましては、最低の級地を一段階上げるという措置を二つ置いておりま

す。

もう一つは、級地の上のところから級地の低いところへ行つた者について。は、その人に関連いたしまして、異動してから六ヶ月間は従前の級地によります暫定手当を保証していく。この二つの方途を講じておるのであります。が、国家公務員についてもそういう措置が講ぜられますので、地方公務員についても同様の措置を講じたい考え方であります。が、市町村の建設について三点半ばかり伺います。

組み込んでおりまして、私たちの方から高めの方へ行つた者は、六ヶ月、前の高いものをそのまま残すというのでしょうか。しかし、六ヶ月過ぎればだめなんですね。特に学校関係などにその影響が非常に多く出まして、中心部の優秀な教員を町村合併などによって新たにその地域に入りましたところに異動させようと思いましても、なかなか異動しないのです。強引に異動すればこれは左遷だといふ人が感じを持ちますから、必ずしも行政能率が上がるというわけには参らぬまい。そうすると、町村合併しましたけれども、中心部と、僻陬部と言つちやんと行政難易度が生じてしまう。だから、もう入り入学といいますか、学校差をみずからそれとなく父兄が認めて、自分の地域でない他の学校にもぐり入学をどんどんさせる。もぐり入学させられる者はいいけれども、させられない階層といふものは、結局そこで残されるわけです。異動の上でも、実際の義務教育といふものを完全にする上でも、較差が残つてしまつてどうにもならない、こういう問題が底上げをした程度では解消されません。これは国でもやはり同じだと思います。大体の市では、仕方がありませんから、暫定手当の差を市で負担をしているという形をとつております。しかしながら、これは正當な方法ではありませんから、当然財源の措置といふものを國の方から仰ぐというわけには参りませ

なん。しかし、実質的にはそういうことをしなければどうにもならない。もつとこかまいことを言うならば、通勤費も遠くに行けば高い。しかも、不便ではある。学校の場合は、子供の質も中学校よりは僻遠地の学校の方が必ずしも条件に恵まれておらないということ、勤務条件も悪くなる。ですから、やむを得ませんので、今言うようにやみ差額をつけてバランスをとっているという状況でありますので、これはやみ差額などをつけないで、結局ほんとうの意味の行政較差がなくなるように、何か御研究をしていただきたいと思います。

を一力所にしてしまふ。それすると行
政経費は助かりますけれども、個人の
負担というものは容易なものでない。
学校も同じです。歩いて通つたものが
自動車で通る、自転車を買ってやる。
出張所がすぐそばにあつたときには都
会がよかつたけれども、今度は汽車に
乗つて行かなければならぬ、バス代
を払つていかなければならぬ。これ
は確かに行政の経費は節約されるかも
しませんけれども、住民の経費とい
うものは必ずしも節約にならない、こ
ういういろいろの不合理があります。
しかし、住民には何も話さないで適當
にやる。これは県の指導——教育委員
会を含めて県の指導がはなはだ私は適
切を欠いていると思う。こういう点、
実情をいろいろ持ち込まれて御存じで
しょうけれども、どうお考えになつて
おります。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘のよ
うな点は確かにござります。なんかず
く、今具体的にお示しになりましたよ
うな学校統合、あるいは支所、出張所の
廃止等に伴いまして、住民間から非常
に不満が起きて、このことはまた紛議
を醸成するというような点は、まだ全
国的にかなりの数に上つておるといふ
ことは私も承知をいたしております。
むろん町村合併自体のねらいの一つで
もござりますので、学校が統合されて
それで教育内容が改善されていく、あ
るいは支所、出張所といふものが廃止
され、行政経費といふものが節減を
されて、そのことによつて、投資的經
費に充てる費用を捻出をしていく、そ
れは新市町村建設自体の一つのねらい
でございまして、その方向は今後なお

進めて参らなければならぬと思いまして、けれども、そのやり方につきましては、やはり十分考えていかなければならぬ面があると思います。一つは、やはり計画的にやつていかなければならぬという意味は、学校統合がいいとか悪いといつて、他の条件を全然度外視してそのだけをやつしていくといふよなことはやはり考えていかなければならぬ事柄じやないか。支所、出張所の廃止ということはそれ自体はけつこまでもござりますけれども、それによつてこうもりますするところの住民の不利、不便といふものを全然無視していくことでも、これはやはり特に住民に密接した市町村の行政として正しいあり方とは思えないのであります。やはり限りには、それによつて派生して校等におきましては、通学の利便を施す方法によつてどういうふうにやつていたらいいか、道路もよくする、通学のバス等の整備をやる、あるいは吉所、出張所の点に至りましては、そわにかわる方法として連絡員の制度を合理的に設ける、そういう前提条件を満たした上においてそういう計画を遂行していくといふという配慮が私はなければならぬと考えるのであります。いわんや、今御指摘になりましたような学校統合について、まず議会が主導権をとつてきめてしまつて、あとで教育委員会との間に紛争を起こすといふようなことがあります。そういうような点につきましては、御趣旨をきわめてごもつともであります。従来といえども、われわれといったしましては、方向は方向ととざいます。

で、そのやり方等について十分の道を尽くしていかなければならぬというふうに指示はいたしておりますけれども、遺憾ながら、場合によりましては若干の紛争がなお残つておる、あるいは新しい紛争が起きておるということでも事実でございまして、そういう点につきましては、今後十分気をつけてやつて、円満に事が進めていきますように今後とも気をつけ参りたいと思ひます。

○加瀬亮君 この分村問題とか、学校の統合問題とかいったような、住民の不満で紛争が行なわれております市町村が、今数にしてどのくらいござりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 紛争の問題でございますが、これには新市町村建設促進法の二十六条関係で、市町村の事務所の位置とか、あるいは財産処分、今の中学校の問題も入つて参りますが、これらの件について争論があります。した場合に、調停あつせんの手段がござります。この件数は未解決のもの現在で八件でございます。それから、いわゆる新市町村とこれに隣接する市町村との間の分離問題、境界変更の問題については、これは二十七条関係で調停あつせんが行なわれるわけでありますが、これは現在なお属属をいたしておりますものが四十四件、形式的に四十四件、その四十四件のうちで十五件は事実上大体争論が終息をしておるものというふうにこちらでは把握をいたしております。全国的には約三十件程度がなお未解決で残っているという状況でございます。

れば困ると思う。そういう点を一そぞ
されたわけでありますので、年限の延長
されている間にもう一つ解決しても
らわなければならぬ問題が残つてい
る。それは農地の問題であります。何
と言いましょうか、分割、合併をした
町村ですね、たとえばA村というの
が分割合併してB町の方にA村の二分
の一が入ったとしますね、入った人た
ちは元のところに、元のA村の方に農
地を残している。耕作している場合は
いいのですけれども、これが耕作権が
一たびに移つて所有権だけが残つてい
るという場合には、不在地主になります
ね。それが今度は所有権を移転する
ようなときになりますと、不在地主で
ありますから、これは買収請求が出れ
ば、当然買収請求に応じなければなら
ない。この問題がまだそのまま残つて
おります。それでだんだん時がたて
ば、その権利者の名義も変わってきま
すから、早いところ何かの便法を講じ
ておいていただきませんと、今度は農
地でもつてまたいろいろの問題が起
こつてくるおそれがござります。この
点は今度の改正法の中に別に入つてお
らないのですが、何か農林省の方と解
決の方法を研究していただきたいと思
います。これは希望としてお願いしま
す。農林省がこの前のときにも、この
不在地主の形で残しておくことに非常
に反対をいたしましたので、今の権利
をそのまま持続させるということには
問題があるうと思ひますので、こうい
う法律が問題になりましたときに自治

十万の金に困つてびりびりしていると、赤字が出ないのは、仕事をしないからなんです。いかにして赤字を出さないかということになると、仕事を全然しないで、手をあげて、ほうきをかかえてやつていることが一番いいといふ、極端にいえはそういうような状態が相当あるわけなんですね。こういう点を考えますと、私はやはりせっかく合併されて、そして今度新しい市町村を作っていくんだぞと、こういうところに立って現在まで来た。これをさらにやはり国としてもと育成に尽力できる方向に、特に財政的な問題を含めて私は考えてもいいのじゃなからうかと、そういう意味で私は、名目はあるいは施設整備の補助とか、そういう形でなくとも、何かやはりそこに必要だということを、私、いなかに住んでいなかの実情を多少ともわかっているからすれば、そういうことを強く感じるのはなんですが、この点、単に行政事務の合理化とか能率化とか、そういう点だけなしに、私は当然考えるべきだと、こういうふうに思うのですがね、政務次官どうですか、その点は。

方、町村財政を充実することによります。それで、このたびは持つておりませんが、して、この新市町村を強力に進めていくという措置を行なうとともに、他面、市町村の建設計画に上つております。また、この事業につきましては、それぞれ主管の各省に十分考慮していただきまして、その実現を期し、新市町村の一体の実をあげていくことに邁進しなければならないと、このようにまあ異並びに市町村も指導していくなければならぬと考えておる次第でござります。なお、御趣旨の点もございましては、財政付与という点につきましては、今回提案しております交付税法等によりまして、相当増額になりました地方交付税を、貧弱な町村の財源をふやす特例措置も、それじやめてしまつたのではないか、こういうふうな点もあります。今まで新市町村にございました特例措置も、それじやめてしまつた特例は除しまして、そのかわりに、この特例によって与えられておった財源はそのままそれらの新市町村に行くようになります。金額そのものは全体の市町村にやつて、その市町村の財政需要額の割合を引き上げることによつて、全体として総合的な財源力を与えた次第でござります。しかしながら、なおそうやりますても、激変する地方の不交付団体等もござりますので、それらにおきましては特別交付税におきまして漸減的にこの激変を緩和していくといふような措置をいたしまして、財政面からも新市町村の合併の実があがる

○鈴木壽君 これは私も申し上げましまして、市町村に対するはんとうの意味での財源付与といいますが、財政の確立というよろなことが根本的な問題です。しかしこの点は、まあ口ではそういうふうに言つたり、あるいは考えたりするけれども、私まだ今度の交付税のやつは詳しく見てはおりませんけれども、どういうふうになるかまだこれからよく調べてみたいと思いますが、それにしても私ある程度の限度があると思うのですね。ワクの中でいろいろ操作するだけで、まあことしは少し交付税がふえておりますけれども……。ですから、やはり私は、そういう面で根本的な対策を立てると同時に、やはり従来行なわれたようなそういう意味での何かやつぱり国での措置といいうものがなされなければいけないのじやないかということが、私強く考えられるわけなんですね。

いま一つは、これと関連することなんですが、いわゆる新市町村の建設計画の調整という、その調整の案を、まあ最終的な案を私ある市町村のやつを見ましたがね、現在の市町村の財政に合わす、あるいはやや見通されるそういうよな状況に合わせて、ただ、今まで多少あくらんでおつた計画を切つて、これに序列をつけついで、五年なり七年といふよなことをやつていて、たと、こういのにすぎないのがあります。わけなんですね。ここに一つ発展的

な 何かほんとうに新しい市町村に関する
しての将来だんだんよくなっていくと
いうそういう意味の発展的なものが見
受けられない、まず金のワクがこうこ
うである。これだけあるのだと、これ
に対応するためには、これだけの仕事を
しかできないのだ、これからはそれ
ものはどうも今は見送らうじゃない
か、まあこういうような形で調整が行
なわれているようなところも私現に見
ているのですがね。これはもちろん、
財政に全然関係なしに、やる仕事をだけ
を並べるということはいかぬというこ
とはもちろんでござりますが、私そこ
から考えまして、もつとやっぱり新し
い市町村を作っていくために、いろいろ
そういう仕事をしていく場合の金の
問題を考えていかなければならぬとい
うふうに思うのです。そういうふうな
ことから、何べんも申し上げますよう
に、名前は施設整備のための補助とい
うようなこと、それに必ずしもただわ
る必要はないと思いますが、何らかの
意味での助成の金を当然出すべきじや
ないだろうかといふうに思うわけな
んです。一つこれは、先ほど局長は今
後のいろいろな建設計画なんかとにら
み合わせて考えていただきたいとい
ふうに思ふわけです、これは。ですか
なんでございますが、私は、まあこれ
は市町村にすれば、今すぐでもほしい
金なんです、ほんとういえは。今すぐ
にもほしいのです、これは。ですか
ら、これは早く御検討いただいてそ
ういう方向で解決していただきたいとい
うふうに思うわけなんですが、重ねて
あるとすればお答えいただければあ
りがたいと思います。

○政府委員(濱海元三郎君) 御要望の点はごもつともでござりますので、十分検討させていただきたいと存じます。

○鈴木壽君 関連してちょっとお聞きしたいのですがね、この新市町村建設促進法の第五条、第六条、第七条、第八条あたりですね、これは先ほど加瀬委員からもお尋ねがありましたが、何か調整とか、あるいは建設計画の今後の進め方、あるいは組織、運営の合理化といういろいろな点だけを今の町村が先はしって、できるだけ経費を詰めようとかいうようなことだけを考えていっている。そして半面、この法にも書いてありますね、住民の利便が低下するというようなこともありますまい考へないで計画が進められていくというような傾向もないわけじゃないと思ふ。これは具体的に先ほど加瀬委員がおっしゃつたように、こういふ点についても一つやつぱり、私は加瀬委員の質問に関連をして申し上げたいのですが、やつぱり指導の面でこれは県の地方課あたりでよく実際の場合にあたって指導しなければならぬと思いますから、よくそういう点については、あなたの方の方からも十分これは気をつけてやっていただくように御配慮願いたいと思うのです。そうでないと、支所あるいは出張所といふものがなくなり、あつても一、二三人しか人がいない、用が足りない、こういう格好で本庁の方まで出向かなければならぬ、というようなことが起る。私はいろいろな事務の合理化とか、あるいは今いったような機構の整備といふような問題は、やつぱりあくまでも住民の利便なり福祉なりにつながるそ

ようだ指導していきたいと、かよう
に考えておるような次第でございま
す。

な、何かほんとうに新しい市町村に関する
しての将来だんだんよくなっていくと
いうそういう意味の発展的なものが見
えます。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望の点はいろいろあるで、それで、十分検討をしていただきたいと存じます。

ういう基本的なものがなければならぬと思うのですね。そういうものを度外視して多少経費が節約になったとかといふようなことがあってもこれはおかしいと思うのです。ほんとうに住民から喜ばれるような組織なり、あるいはそういうような運営が行なわれるとしても、これは住民もそういう意味では多少の経費の負担といふものは喜んでしまいますよ。ところが、多くの場合は、そういう方向に来ている。こういうことを私はやっぱり加瀬委員と同じように心配をするものであります。中学校の統合でもけつこうそういうようなことで地元に何とかやトラブルが起つておる。こういうような問題もあるわけでございまして、この法の延長については、私ども趣旨については異議はございませんけれども、この法をどのように今後一実際問題、運用のことについて、一つ私も十分注意し

地 方 団 体 の 種 類	經 費 の 種 類	測 定 單 位	單 位 費 用
一 警察費	警察職員数	一人につき	五一〇、七〇〇〇〇円
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	二四四八〇
1 道路費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三〇七八五
2 橋りょう	木橋の延長	一メートルにつき	一一、一八八〇〇
3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	三五八一〇
4 港湾費	港湾（漁港を含む。）における施設の延長	一メートルにつき	二、〇六四〇〇
港湾（漁港を含む。）における施設の延長	港湾（漁港を含む。）における施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇

5 その他の土木費	面積の延長	人口	四〇三四
1 小学校費	海岸保全施設	一人につき	一一〇〇、四二〇〇〇
2 中学校費	学校数	一人につき	四六、七七五〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	二〇九、五二〇〇〇
4 教育費	生徒数	一人につき	四六、七七五〇〇
教育費	人口	一人につき	二〇、二六七〇〇
教育費	人口	一人につき	一〇、一九〇〇〇
盲学校及び養護学校の児童及び生徒の数	人口	一人につき	六三、七六二〇〇
盲学校及び養護学校の児童及び生徒の数	人口	一人につき	七六二九〇

ういう基本的なものがなければならぬ

てやつていただきたい。そうでない

と、どうもせつかく法は延長になつた。しかし一方においては、住民が新

しい市町村のそれに賛成できないといふ

うなそういう事態も私は起らしかねない

い

い情勢になつてくるのぢやないかといふことを心配するものですから、そ

うで恐縮でございますが、特に私ども

必要だと思われる経済団体、農協の統合なんかあまり進みませんね。これは

いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

体等のことにつきましては、あなた方

直接の関係はございませんでしょ

うけれども、全体としてやっぱり正しい意

味での新しい市町村が一体化してい

く、そういう姿を持っていくように、

こういう点も一つ農林省あたりと十分

話し合いをして進めてやらしてもらえ

ばありがたいと思うのです。

○委員長（増原恵吉君） 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手続等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の拳手を頼ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増原恵吉君） 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたします。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

</

登録費	戸籍住民	本籍人口	一人につき
諸費	その他の世帯数	人口	一人につき
災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	一九三、〇〇〇
八 費 特 定 債 償 還	災害復旧事業 費の財源に充 てた地方債の 元利償還金等	一円につき	一円につき
利 債 還 金	公共事業費等 特定事業の財 源に充てた地 方債に係る元 利償還金等	一円につき	一五六、四六、 九五、〇〇〇

め、同表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「(特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。)」を「(地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。)」に改める。

第十三条第十項中「特定債償還費」を「災害復旧費及び特定債償還費」に改める。

第十六条第四項中「四月一日以前一年内に」を「四月一日以前一年内及び四月一日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除
附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後的地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

七 災害復旧費
八 特定償償還費

災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に
付与された元利償還金

行した災害復旧事業に係る経費又は國の行なう災害復旧事業に係る負担
一千度以降において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還額

三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

昭和三十六年度に限り、改正後の地方交付税法第十二条第一項の表道府県の項及び市町村の項中
円につき
円につき
九五
二五
とあるのは
八
特別地方債償還費
「七 災害復旧費
災害復旧事業費の財
すべき元金の昭和三

第十二条第一項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中の〔1〕

利債還金

八 費	災害復旧費 特定償償還	一円につき
公共事業費等	災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき
特定の事業費等	災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき
許可されたため発行された元地をもつた元地主	災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき
事業費等	災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき

	2 戸籍住民登録費
3 諸費	その他の
面積	本籍人口
人口	世帯数
一平方キロメ	一人につき 一世帯につき 一人につき

				昭和三十六年度に限り、改正後の地方交付税法第十二条第一項の表道府県の項及び市町村の項
			九五	円につき
		二五	とあるのは	九五
		八	特別地方債償還費	七 災害復旧費
	1	2	特別措置債償還費 特定債償還費	災害復旧事業費の財 すべし元金の昭和三
(1)			国庫の負担金に充てるため昭和二十七年 度における元利償還金	十九 災害復旧事業費の財 すべし元金の昭和三
(2)			国庫の負担金を受けて施 けたため起した地方債	三十九 災害復旧事業費の財 べし元利償還金

同条第二項の表中

四十 公共事業費等特定の事業費の財源に充てた地方利債還金 発行を許可された地方債に係る元利債還金

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る経費又は義務公教育施設の建設事業に係る経費に充てるため昭和二十一年度から昭和三十一年度までの間に発行を許可された地方債(地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債並びに昭和二十六年度及び昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するもの)を除く。又は国が行なう一般公共事業に係る負担金に充てるため昭和二十六年度から昭和三十四年度までの間に発行を許可された地方債(地盤沈下等対策事業債並びに昭和二十六年度及び昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く)に係る当該年度における元利債還金

三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利債還金

(1) 国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は国が行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため起こした地方債の昭和三十六年度における元利債還金

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による防除のための事業に係る経費又は国が行なう一般公共事業に係る負担金に充てるため起こした地方債(以下「地盤沈下等対策事業債」という)の昭和三十六年度における元利債還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十一年法律第九十六号)第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債に係る負担金に充てるため起こした地方債(以下「緊急砂防等事業債」という)の昭和三十六年度における元利債還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る経費又は国が行なう災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で自治大臣の指定するもの(以下「緊急砂防等事業債」という)の昭和三十六年度における元利債還金

四十 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利債還金

四十一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利債還金

四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利債還金

3 改正前的地方財政法第三十三条
第一項の規定により昭和三十五年度において地方債を起こした市町村は、改正後の地方財政法第五条の規定にかかわらず、昭和三十六

年度にあつては当該地方債の額の三分の二の額、昭和三十七年度にあつては当該地方債の額の三分の一の額の地方債を起こすことができる。ただし、これらの額は、政

令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利債還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5 附則第三項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとす。

と読み替えるものとする。

とあるのは

昭和三十六年三月二十九日印刷

昭和三十六年三月三十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局